



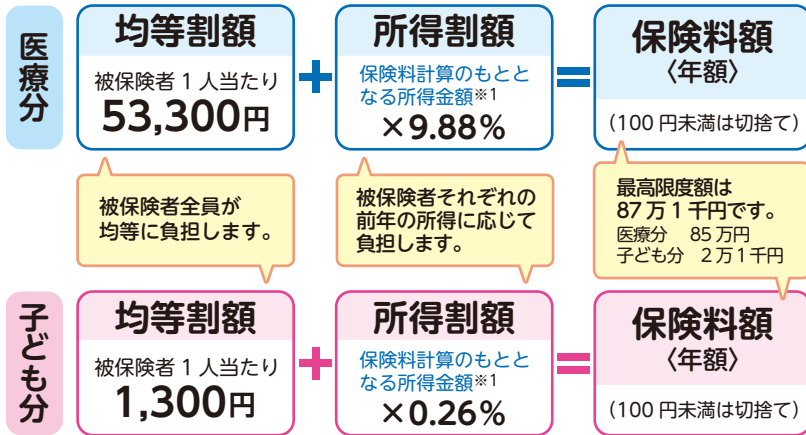
令和8年度

# 保険料のお知らせ

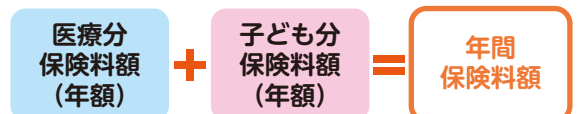
## 保険料率が改定されました

保険料率は2年ごとに見直され、本年4月がその改定時期になります。  
(子ども分は令和9年度も改定されます。)

## 令和8年度の保険料の決め方



\*均等割額、所得割額ともに軽減される場合があります(表①、表②参照)。



※1「保険料計算のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

### 7月ごろ郵送にてお届け



7月ごろ、今年度の保険料額を記載した通知書をお住まいの市区町村から郵送します。

## 保険料の納め方

保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

### 特別徴収 | 公的年金※2からの引き落とし

※2 介護保険料が引かれている年金

- 対象**
- ①②の条件を満たす方が対象です。
  - ①公的年金の受給額が年額18万円以上
  - ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回当たりに受け取る公的年金額の1/2以下

### 普通徴収 | 納付書または口座振替による納付

- 対象**
- 特別徴収の対象とならない方など
  - 年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、ほかの市区町村から転入した方は、一定期間、普通徴収となります。



### 便利な口座振替をご利用ください!

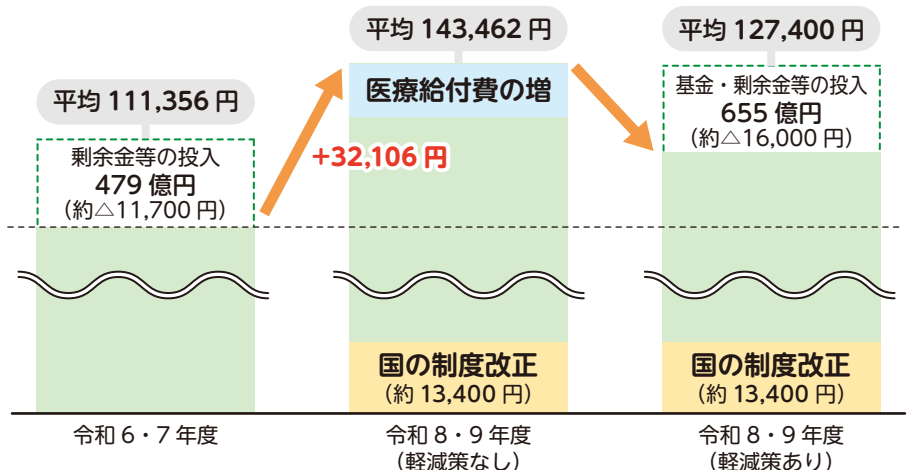
- 被保険者の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座も指定することができます。
  - 国民健康保険料(税)の口座情報は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。
- 詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口までお問合せください。



普通徴収の方には、納付忘れの心配がない口座振替がおすすめです!

## 医療保険制度改革の影響

令和8・9年度は、国の制度改革(高齢者負担割合の見直し、子ども・子育て支援金の導入、診療報酬改定など)と、後期高齢者の増加に伴う医療給付費の伸びが影響し、一人あたりの平均保険料が大幅に上昇することが見込まれました。そこで、被保険者のみなさまの負担を少しでも抑えるため、基金・剰余金等の計655億円を投入することで合計約16,000円分の平均保険料上昇を抑制しました。



お問合せ：東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

TEL 0570-086-519

FAX 0570-086-075

# 保険料の軽減

## 均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「**総所得金額等を合計した額**」に応じて、一定の割合で軽減します。

被保険者ではない



総所得金額等を合計した額

表① 均等割額軽減基準表

※3 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。

総所得金額等を合計した額が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割※3
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 31万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 57万円 × (被保険者数) 以下	2割

- \* 65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに**15万円(高齢者特別控除額)**を差し引いた額で判定します。
- \* 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
- \* 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

## 所得割額の軽減

●被保険者本人の「**保険料計算のもととなる所得金額※1**」に応じて、一定の割合で軽減します。

表② 所得割額軽減基準表

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

## 被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社などの健康保険(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方が対象です。
- 均等割額の軽減(表①)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

## 保険料の計算例

年金収入**170万円**の方  
単身世帯

「軽減」を受けられる?

- 令和8年4月~令和9年3月分の計算例です。
- 年度途中で新たに加入されたり、他道府県から転入された方は、月割で計算します。

### 均等割額

1 まずは**基準額**を求め、軽減に該当するかを確認します。

$$\text{年金収入 } 170\text{万円} - \text{年金控除額 } 110\text{万円} - \text{高齢者特別控除額 } 15\text{万円} = \text{基準額 } 45\text{万円}$$

基準額45万円の軽減割合は**5割**となります(表①参照)

2 軽減に該当する場合、**均等割額に軽減後の割合**を掛けます。

医療分	均等割額 53,300円	×	軽減後の割合 (10割-5割)	=	① 均等割額 26,650円	5割軽減後
子ども分	均等割額 1,300円	×	軽減後の割合 (10割-5割)	=	② 均等割額 650円	5割軽減後

### 所得割額

1 まずは保険料計算のもととなる**所得金額**を求め、軽減に該当するかを確認します。

$$\text{年金収入 } 170\text{万円} - \text{年金控除額 } 110\text{万円} - \text{基礎控除額 } 43\text{万円} = \text{所得金額 } 17\text{万円}$$

基準額17万円の軽減割合は**25%**となります(表②参照)

2 保険料計算のもととなる**所得金額に所得割率**を掛け、軽減に該当する場合は**軽減後の割合**を掛けます。

医療分	所得金額 17万円	×	所得割率 9.88%	×	軽減後の割合 (100%-25%)	=	③ 所得割額 12,597円	25%軽減後
子ども分	所得金額 17万円	×	所得割率 0.26%	×	軽減後の割合 (100%-25%)	=	④ 所得割額 331円	25%軽減後

### 1年間の保険料額

① + ③	医療分 39,200円	+	② + ④	子ども分 900円	=	年間保険料額 40,100円
	(100円未満は切り捨て)		(100円未満は切り捨て)			